

〔沿革〕 平成26年1月例規（警）第3号 令和2年7月例規（警）第23号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成21年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 千葉県警察政策評価制度実施要領

### 第1 制度の目的

政策の企画・立案、実施、検証及び見直しという業務推進サイクルを確立することにより、効率的で質の高い、県民の視点に立った成果重視の警察行政を実現するとともに、県民に対する警察行政の説明責任を果たし、もって県民の期待にこたえる警察の確立を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 総合評価 特定の課題を対象として、問題点の把握、原因の分析等により政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げ、実施結果を総合的に評価、分析することをいう。
- 2 実績評価 具体的施策等を対象として、政策の見直しや改善に資することを目的に、あらかじめ政策効果に注目して設定した達成目標について、その達成度合を評価、分析することをいう。
- 3 施策主管課 評価対象となる施策を主として所管する所属をいう。
- 4 政策評価担当課 各部の庶務担当課及び刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課をいう。

### 第3 評価方法

#### 1 評価方式

千葉県警察政策評価制度における評価方式は、総合評価方式及び実績評価方式とする。

#### 2 評価対象

##### (1) 総合評価

県警において重点的に取り組む特定の課題とする。

##### (2) 実績評価

千葉県警察重点目標（以下「重点目標」という。）に基づき、各部で通常業務において目標を設定し、実績により状況分析している施策及び施策目標（以下「施策等」という。）とする。

#### 3 評価要領

##### (1) 総合評価

###### ア 評価対象の選定

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、各部の意見を取りまとめ、県警において重点的に取り組むべき課題を評価対象として選定する場合は、千葉県警察政策評価制度専門部会（以下「部会」という。）において審議した後、千葉県警察運営管理総合対策委員会（以下「委員会」という。）に諮り審議の上決定し、公安委員会に報告するものとする。

###### イ 総合評価書の作成及び報告

警務課長は、取組結果を取りまとめ、総合評価書（別記第1号様式）を作成するとともに、同評価書について、部会において審議した後、委員会に諮り審議の上決定し、公安委員会に報告するものとする。

##### (2) 実績評価

###### ア 評価対象の選定

(ア) 政策評価担当課は、重点目標に基づき評価対象を選定し、施策主管課に連絡するものとする。

(イ) 施策主管課は、評価対象ごとに実施項目、評価基準となる指標等を策定した上、実績評価計画書（別記第2号様式。以下「計画書」という。）を作成するものとする。この場合において、政策評価担当課は、施策主管課に対し、計画書の作成に関して必要な支援、助言等を行うものとする。

(ウ) 警務課長は、施策主管課が作成した計画書について、部会において審議した後、委員会に諮

り審議の上決定し、公安委員会に報告するものとする。

#### イ 実績評価書の作成及び評価

(ア) 施策主管課は、計画書に基づき施策を実施した後、評価対象ごとに実績評価書（別記第3号様式）を作成し、政策評価担当課に提出するものとする。この場合において、政策評価担当課は、施策主管課に対し、実績評価書の作成に関して必要な支援、助言等を行うものとする。

(イ) 施策主管課が作成した実績評価書については、政策評価担当課が一次評価、警務課が二次評価を行うものとする。

#### ウ 評価結果の報告

警務課長は、評価を終了した実績評価について、部会において審議した後、委員会に諮り審議の上決定し、公安委員会に報告するものとする。

### 4 評価時期等

#### (1) 評価対象の選定期間及び評価期間

原則として評価対象の選定は年当初とし、評価期間は当該年の1月1日から12月31日までの間とする。

#### (2) 評価時期

原則として年当初に、前年の評価期間中における取組結果の評価を評価対象ごとに行うものとする。

なお、数箇年計画で実施している評価対象については、経過状況の評価を行うものとする。

## 第4 評価書等の変更等の手続

### 1 評価書等の内容変更

(1) 次の事由により、委員会決定後に総合評価書、計画書及び実績評価書（以下「評価書等」という。）の内容を変更する必要がある場合は、評価書等（変更・追加）依頼書（別記第4号様式。以下「依頼書」という。）により、政策評価担当課を通じて警務課長宛て内容の変更を依頼するものとする。ただし、施策等の変更については、原則として認めない。

ア 評価書等に記載されている統計数値の確定若しくは修正に伴う変更又は文言等の軽易な変更が必要となったとき。

イ 実施項目等について修正が必要となったとき。

(2) 警務課長は、前(1)により依頼を受けた内容の変更について、必要により部会において審議した後、委員会に諮り審議の上決定するものとする。

### 2 評価対象の追加

(1) 委員会決定後に緊急又は重点的に取り組むべき施策等が生じ、実績評価の評価対象を追加する場合は、依頼書に追加する評価対象に係る計画書を添付の上、政策評価担当課を通じて警務課長宛て提出するものとする。

(2) 警務課長は、追加する評価対象に係る計画書について、必要により部会において審議した後、委員会に諮り審議の上決定するものとする。

### 3 評価の中断等

#### (1) 総合評価

警務課長は、特別な理由により、評価期間中に総合評価を中断し、又は廃止する場合には、その時点で速やかに総合評価書を作成するものとする。この場合においては、当該総合評価書の「今後の課題及び方針」欄に中断又は廃止の別及びその理由を記載しておくものとする。

#### (2) 実績評価

施策主管課は、特別な理由により、評価期間中に評価対象とする施策等を中断し、又は廃止する場合には、その時点で速やかに当該評価対象に係る実績評価書を作成するものとする。この場合においては、当該実績評価書の「実績（成果）（CHECK）」欄に中断又は廃止の別及びその理由を記載しておくものとする。

## 第5 県民への公表

1 評価書等については、県警ホームページへの掲載により県民に公表するものとする。

2 県民から政策評価に関する意見を受け付けた場合は、関係課において検討し、今後の施策に取り入れるなど、本制度の目的に照らして積極的に活用するものとする。

以下別記様式省略